

制限付一般競争入札における 経営事項審査結果の有効期限について

平成21年10月

建設工事参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約管理課

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法の規定により経営事項審査（以下「審査」といいます。）を毎年受ける必要があり、その有効期間は基準日（決算日）から1年7ヶ月と定められています。

岩見沢市では、「[経営事項審査結果の提出について](#)（平成20年3月）」のとおり、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、単に「通知書」といいます。）の写しを審査完了後速やかに提出するようお願いしております。また、このことに関して、制限付一般競争入札に参加する場合における通知書の有効期限の取扱いは下記のとおりですので、入札参加の際にはご留意ください。

なお、通知書を未提出のまま審査の有効期限が経過した場合、本市の競争入札に参加できなくなることもありますので、有効期限が途切れることのないよう、余裕をもって審査を受けていただきますようお願いいたします。

記

- 1 建設工事の制限付一般競争入札参加申請に添付する通知書は、公告から契約予定日までの間を通じて有効なものとしてください（年に一度提出することにより、それ以降、次回受審時までには提出を省略できます）。
- 2 公告から契約予定日までの間に有効期限が到来するときは、その満了日までに更新後の通知書を追加で提出してください。ただし、新旧の通知書の有効期間が連続していない場合には、その入札に参加することはできません（「有効期間の連続」とは、更新後の通知書の発行日付が更新前の有効期限の満了日以前であるものをいいます）。
- 3 経審の有効期限が連続していない落札者とは請負契約を締結することができません。また、当該落札者は岩見沢市入札参加者指名停止基準によるペナルティの対象となります。

経営事項審査の有効期限について(制限付一般競争入札)

※10月31日に経審の有効期限が到来するときの例

① 開札日から契約日までの間に有効期限が到来する場合



- ・開札日には更新前の経審が有効ですので、参加申請は受理され、入札することができます。(有効期限内に更新後の経審の通知書を提出するよう条件が付きます。)
- ・契約日までに更新後の通知書が提出されない(又は経審の有効期限が連続していない)ときは、落札者となった場合でも契約を締結しません。(ペナルティの対象となります。)
- ・入札書の提出前であれば入札を辞退できますが、提出後の辞退や入札書の撤回はできません。

② 申請から開札日までの間に有効期限が到来する場合



- ・申請期限時点で更新前の経審が有効ですので、参加申請は受理されますが、更新後の経審の通知書を提出するよう条件が付きます。
- ・入札書の提出は、更新後の通知書の提出後に行ってください。
- ・開札日までに更新後の通知書が提出されない(又は経審の有効期限が連続していない)ときは、提出された入札書は無効となります。
- ・入札書の提出前であれば入札を辞退できますが、提出後の辞退や入札書の撤回はできません。

③ 公告日から申請期限までの間に有効期限が到来する場合



- ・申請期限までに更新後の経審の通知書(有効期限が連続していること。)を添付して参加申請してください。